居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話:0749-85-2200

担当:介護支援専門員 中山 美智子 *ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 「居宅介護支援事業所 すずらん」の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名:居宅介護支援事業所 すずらん

所在地 : 滋賀県長浜市高月町落川134-3

介護保険事業者指定番号:滋賀県2570301677 号

サービスを提供する地域:長浜市、米原市

(2) 当事業所の職員体制

管理者:1名(管理・運営)

介護支援専門員: 2名 (居宅介護支援業務・庶務事務)

(3) 営業時間

月~金曜日…8:30~17:30

休業日……土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日

*緊急連絡先:0749-85-2200

- 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ及び主な内容
- ①当事業所による居宅介護支援を希望される場合、お電話か来所によりお申し出下さい。
- ②当事業所の居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約書を取り交わします。
- ③「居宅サービス計画作成依頼届出書」を保険者に提出してください。
- ④担当させていただく介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご利用者、ご家族の生活状況、 住環境、今後の在宅生活に関するご要望などについて、お話を伺います。その際、要介 護認定を受けておられる方は、「介護保険証」を提示してください。
- ⑤担当介護支援専門員が、ご利用者の生活上の課題を分析の上、居宅サービス計画の原案 を作成し、ご本人・ご家族に説明し、ご了解を得ます。
- ⑥担当介護支援専門員が、居宅サービス計画に記載されている介護保険サービス提供事業 者等と連絡・調整を図り、サービスの提供を手配いたします。

- ⑦担当介護支援専門員が、実際に提供された介護保険サービスについて、支給限度もしく はあらかじめ取り決めておいた限度内に収まるよう、継続的にその給付状況を管理いた します。
- ⑧担当介護支援専門員は、ご利用者の要介護または要支援の認定結果に変更のあった場合、 生活状況が変化した場合、サービス提供事業者の変更を希望する場合などには、ご利用 者、ご家族の申し出により、生活上の課題の分析を再度行い、居宅サービス計画の修正・ 変更を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により当事業所に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。居宅介護支援の利用料は、介護サービス提供開始以降1ヶ月当たり次の通りです。

居宅支援費(I)取り扱い件数45件未満

要介護 $1 \cdot 2$ の場合: 11, 088円/月 要介護 $3 \sim 5$ の場合: 14, 406円/月

特定事業所加算(Ⅲ)・・・3,297円/月

(特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、多様化・複雑化する課題にも積極的に取り組み、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行い、また介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保している事業所に認められる加算です)

a.初回加算・・・ 3,063円/月

(適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合)

b. 入院時情報連携加算 (I)・・・2,552円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して 当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。(営業時間終了後又は営業日以外の日に入 院した場合は、入院日の翌日を含む)

c.入院時情報連携加算(Ⅱ)・・・2,042円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員 に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合(営業時間終了後に入院した場合 であって、入院日から起算して3日間は営業日でない場合は、その翌日も含む) d.退院・退所加算(入院又は入所期間中につき1回を限度として算定)

イ 退院・退所加算(I)イ・・・4,594円/回

(病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合)

ロ 退院・退所加算(I)ロ・・・6,126円/回

(病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合)

ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ・・・6,126円/回

(病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合)

二 退院・退所加算 (Ⅱ) ロ・・・7,657円/回

(病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合) ホ 退院・退所加算(Ⅲ)・・・9,189円/回

(病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合) e. 通院時情報連携加算・・・510円/月

(利用者が医療機関において医師または歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合)

f. 緊急時等居宅カンファレンス加算・・・2,042円/月

(病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、 カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合)

介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、予め1ヶ月当たり上記の料金を戴き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村窓口に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

無料です。

ただし、サービス提供地域以外の利用者様に対しては1回の訪問につき1000円頂きます。

(3) 解約料

お客様は、いつでも契約を解約することができます。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、利用の翌月末日までに前月分の請求をいたしますので、利用の翌月末日までに、別途指定する口座にお振込みください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。なお、振り込み以外の方法を希望される場合は、契約時にお申し出下さい。

5. サービスの終了

- (1) ご利用者の都合でサービスを終了する場合 文書でお申し出下さい、いつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1 $_{f}$ 月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の、要介護認定区分が非該当(自立)又 は要支援1・2と認定された場合
- ・ご利用者自身がお亡くなりになった場合

(4) その他

ご利用者またはご家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続 し難いほどの背信行為、またはハラスメント行為を行った場合は、文書で通知することに より、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①介護支援専門員等は、ご利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の立場にたって援助を行います。
- ②事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に 提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整いたします。
- ③事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスと の綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由について求めることができます。

(2) サービスの利用にあたって

調査(生活上の課題の分析)方法…「居宅サービス計画ガイドライン」等に依ります。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、関係市町、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. 主治の医師および医療機関等との連絡

- (1) 利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報 について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応 を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたし ます。
- ・利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、 入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門 員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。
- ・また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員 の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9. サービスの内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当窓口:居宅介護支援事業所 すずらん

責任者 : 管理者 中山 美智子

電話番号: 0749-85-2200

(2) その他

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口に相談することができます。

・長浜市役所 介護保険課 電話番号:0749-65-8252

・米原市役所 高齢福祉課 電話番号:0749-53-5122

·滋賀県国民健康保険団体連合会 所在地 :大津市中央4丁目5番9号

電話番号:077-510-6605

・あんしんなっとく委員会 所在地 : 草津市笠山7丁目8番138号

(滋賀県運営適正化委員会) 電話番号:077-567-4107

- 10. 個人情報の取り扱いについて(秘密保持)
- (1) 個人情報の使用は、別紙により同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用します。
- (2) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・ 依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理 するよう監督いたします。
- (3) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (4) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である 期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇 用契約の内容とします。

11. 人権擁護(虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進)

利用者等の人権擁護の為、虐待の防止(高齢者虐待防止法に基づく)及び身体拘束の 適正化等(利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除く)のた めに、適切な介護や支援のために地域包括支援センターと協同し対策を講じます。

(1) 虐待防止(身体拘束の適正化含む)に関する責任者が対応いたします。

虐待防止に関する責任者: 管理者 中山美智子

- (2) 必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 高齢者虐待防止及び身体拘束適正化のために「虐待防止委員会」を定期的に開催し 従業者に周知徹底をします。
- (4) 従業者に対する虐待防止等及び身体拘束適正化等、指針に基づき研修を行います。

12.業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を 継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修および訓練を定期的に実施します。

13.感染症の予防および蔓延防止対策

感染症が発生した際、または蔓延しないように次のように対策を講じます。

(1) 感染症及び蔓延防止に関する責任者が対応いたします。

感染防止及び蔓延防止に関する責任者: 管理者 中山美智子

- (2) 感染症の予防および蔓延防止のため「感染症防止委員会」を定期的に開催し 従業者に周知徹底をします。
- (3) 感染症の予防および蔓延防止等、指針に基づき研修を行います。
- 14. 当法人の概要

名称・法人の種別 社会福祉法人 尊徳会

代表者役職・氏名 理事長 榊原 尊

所在地 滋賀県長浜市西浅井町大浦 1788-3

法人の事業

- 1 指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 奥びわこ」
- 2 指定短期入所生活介護施設「ショートステイ 奥びわこ」
- 3 指定居宅介護支援事業所「居宅介護支援事業所 すずらん」
- 4 指定訪問介護事業所「訪問介護事業所 すずらん」
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業所「小規模多機能型居宅介護事業所 奥びわこ」
- 6 指定地域密着型通所介護事業所「デイサービス すずらん」
- 7 指定地域密着型介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム あじさいの郷」

利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 <事業者名> 社会福祉法人 尊徳会 居宅介護支援事業所すずらん(滋賀県 2570301677 号)

< 住所 > 滋賀県長浜市高月町落川134-3

<代表者名> 管理者 中山 美智子

説明者 〈氏 名〉 中山美智子 印

私は、本書	書面によ	り、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました	. <u>.</u> 0
令和	年	月 日	
利用者			
	住所	滋賀県長浜市	
	氏名		印
(代理	里人)		
	住所		
		滋賀県長浜市	
	氏夕		ĖΠ